



○長野県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年 4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
川中島あすなろ薬局	長野市川中島御厨849番地1	平成14年3月1日
市役所前タカミ薬局	大田市大字大町3761番地1	” ”

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所あったかいご	長野市松代町松代1432番地3	平成14年4月16日
宅老所たんぼの家	岡谷市湖畔一丁目28番16号	” ”
デイサービスセンターグレイスフル岡谷	岡谷市湖畔二丁目6番2号	” ”

(3) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称

グループホームグレイスフル岡谷

所在地

岡谷市湖畔二丁目6番2号

指定した年月日

平成14年4月16日

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称

株式会社介護センター花岡伊那店

所在地

伊那市伊那部3083番地1

指定した年月日

平成14年4月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

門十郎薬局

所在地

松本市深志1丁目5番8号

指定した年月日

平成14年4月16日

ビジネス・ポイント有限公司

飯田市本町三丁目大横21番地

” ”

いいやま介護老人保健施設みゆき居宅介護支援事業所

飯山市大字下木島9番地

” ”

高齢福祉課

○長野県告示第257号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年4月22日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
山のなごみホームヘルプステーション	大町市大字平4153番地66	平成14年3月31日

(2) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
リフレッシュハウスマもれび	北佐久郡軽井沢町大字長倉5599番地10	平成14年3月29日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
麻績村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東筑摩郡麻績村麻2787番地	平成14年3月31日

高齢福祉課

○長野県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

戸 倉 町

2 都市計画事業の種類及び名称

戸倉上山田都市計画下水道事業 戸倉町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年2月18日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成5年長野県告示第133号の事業地及び平成10年長野県告示第167号の事業地及び平成12年長野県告示第334号の事業地に戸倉町大字戸倉字小日影、字八窪、字社宮地、字宮坂及び字古城並びに大字磯部字白石乙、字白石甲、字貝道、字貝塔、字老婆沢、字石原、字中尾根、字大沢、字六地藏、字御宝殿、字雨石、字山梨、字見湯沢、字黒岩、字宮ノ前、字宮林、字宮崎、字新田、字見取、字伊勢宮、字上ノ平、字前山、字小滝沢及び字夕日當並びに大字内川字砂田並びに大字若宮字大西統、字大通西、字大西、字村西、字山岸及び字前山を加え、大字戸倉字小林並びに大字磯部字猪ノ島、字五軒在家、字流屋敷、字見附、字欠下、字西新田及び字鳥ノ木並びに大字小船山字東川除並びに大字内川字押堀、字道場川原、字堀田久保、字内川、字東久保及び字街道東並びに大字戸倉字矢田、字淀及び字大将分並びに大字若宮字中田、字柳田、字稲場及び字村東において事業地を変更する。

下 水 道 課